

新設規制に関する事前評価書

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管理票保存の義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不適正処理がなされたときの排出事業者責任の追及を進め、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	運搬受託者は、処分受託者がいないときは、管理票交付者に当該管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 運搬受託者は、処分受託者があるときは、処分受託者から当該管理票の写しの送付を受けた日から、当該管理票の写しを環境省令で定める期間保存しなければならない。 処分受託者は、管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項及び第9項
規制の必要性	不適正処理事案が発生した場合、当該事案に関わる運搬受託者・処分受託者が管理票を保存していない、又は、していても当該事案が発覚した後にそれを処分してしまうために原因者追及に支障を来す事態が頻発していることから、当該運搬受託者・処分受託者に産業廃棄物を委託した事業者を把握するための措置を講ずる必要がある。
期待される効果	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。
想定される負担	これまでも施行規則で産業廃棄物管理票の保存が義務付けられていたところであり、追加的な事務負担は見込まれないが、今後は違反した業者に罰則が科されることとなる。他方、排出事業者の責任が追及され、産業廃棄物処理の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。